

平成17年度地下水質概況調査結果について

1 調査の概要

地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持達成状況を調査するため、全県を4キロメートル四方に区分し、山間部を除く151区画のうち、88区画（群馬県69、前橋市13、高崎市6）の井戸について、地下水質を調査しました。

なお、この調査は水質汚濁防止法第16条第1項による「水質測定計画」に基づいて平成元年度から毎年実施しています。

2 調査項目別井戸数及び調査実施時期

実施主体	調査井戸数		調査項目	調査実施時期
群馬県	69	35	13項目（注1）	11月
		34	26項目（注2）	
前橋市	13	27項目（注3）		
高崎市	6	26項目（注2）		

（注1）13項目は、（注2）の26項目から、検出される頻度の高い次の項目を選定したものです。

カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

（注2）26項目は、次のとおりです。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀（総水銀が検出されたときのみ測定する）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

（注3）27項目は、（注2）の26項目にE P Nを追加した項目です。

3 調査結果（別表参照）

調査を実施した88本の井戸のうち、12本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、1本の井戸でひ素が環境基準を超過しました。

なお、ひ素に係る環境基準超過については、地質による自然由来と考えられますが、引き続き監視を行っています。

（参考） 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の過去6年環境基準超過状況

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17
調査実施数	151	151	151	151	105	88
基準超過数	45	39	42	36	29	12
超過率（%）	29.8	25.8	27.8	23.8	*(27.6)	*(13.6)

（注）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、平成11年2月に地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に追加され、平成12年度から調査を実施しています。

*全151地点の調査ではないため、超過率は参考値となります。

4 井戸の所有者に対する指導

地下水質を調査した88本の井戸のうち、13本(14.8%)で環境基準を超える値が検出されたことから、当該井戸の所有者に対して、飲用を控えるよう指導を行いました。

5 地下水の水質保全のための主な取組

工場・事業場に対する有害物質の適切な取扱い及び地下浸透防止の指導を実施しており、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、次のような取組を実施しています。

ア 農業関係

環境への負荷が少ない施肥技術の普及を行っています。

イ 畜産関係

家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。

ウ 生活排水関係

「群馬県汚水処理計画」に基づき、地域の実情に即した生活排水処理施設の整備を進めています。

(別表)

平成17年度地下水概況調査環境基準超過井戸一覧

[単位：mg/L]

番号	所在地	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ひ素
1	玉村町上福島	22	—
2	桐生市新里町山上	12	—
3	笠懸町西鹿田	23	—
4	笠懸町阿佐美	13	—
5	伊勢崎市三和町	20	—
6	伊勢崎市田部井町	13	—
7	太田市六千石町	18	—
8	妙義町下高田	13	—
9	甘楽町福島	16	—
10	大泉町古海	14	—
11	邑楽町赤堀	12	—
12	館林市赤生田町	11	—
13	高崎市倉賀野町	—	0.011
	環境基準	10	0.01